

事務所:

台湾10409台北市南京東路二段125号

偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: tiplo@tiplo.com.tw

Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供 : TIPLO Attorneys-at-Law 台湾国際專利法律事務所

© 2016 TIPLO, All Rights Reserved.

TIPLO News

2016年12月号(J208)

このニュースメールは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニュースメールだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト <http://www.tiplo.com.tw> もぜひご活用ください。

今月のトピックス

- 01 NTT ドコモは宏達電子(HTC)と必須特許ライセンス契約を締結
- 02 2016年「台湾の国際ブランドトップ20」番付で「ASUS」が首位獲得
- 03 「KANO」商標争奪戦で阿里山精品会社が敗訴
- 04 中央研究院が新型薬物輸送システムを開発、心血管再生の難題を解決
- 05 經濟部はクアルコムと提携、台湾IoT産業チェーンの構築を促す
- 06 財政部が「税関による商標権益保護措置執行の実施弁法」改正を公告

台湾知的財産権関連判決例

01 実用新案権関連

新規性、進歩性が欠如する専利は、社会公衆が使用できるパブリックドメインの技術であり、被許諾者によるその有効性に関する抗弁を認めるべき

02 商標権関連

新旧「港園」麵店の商標をめぐる係争で老舗が敗訴

今月のトピックス

J161130Y1

J161129Y1

J161130Z1

J161129Z1

01 NTT ドコモは宏達電子(HTC)と必須特許ライセンス契約を締結

日本の通信最大手 NTT ドコモ（以下「ドコモ」）は 2016 年 11 月 28 日付ニュースリリースにて、台湾の宏達電子（以下「HTC」）と移動通信技術に関する必須特許のライセンス契約を締結し、HTC からドコモへライセンス料が支払われると発表した。さらに、上記ライセンス契約締結を受け、ドコモも HTC グループに対するすべての特許侵害訴訟を取り下げた。

ドコモと HTC が締結した契約は、ドコモが保有する W-CDMA、LTE 及び LTE-Advanced の標準規格に関する必須特許のライセンス契約。いわゆる必須特許とは、標準規格に準拠した製品を製造する上で特許権者からライセンスを受けなければ特許権の侵害を回避することができない特許をいう。現在ドコモからそれら必須特許のライセンスを受けている企業は 10 社以上に上るが、ドコモが対外的に発表したのは、HTC、そして韓国の LG 電子、中国の Huawei（華為）の 3 社のみである（2016 年 11 月）

J161130Y2

J161129Y2

02 2016 年「台湾の国際ブランドトップ 20」番付で「ASUS」が首位獲得

經濟部工業局は 11 月 29 日、「2016 年台湾の国際ブランドトップ 20 (2016 Branding Taiwan Top 20)」を発表した。華碩電腦 (ASUS) が 4 年連続で首位を獲得し、それに次いで趨勢科技 (TREND MICRO) と旺旺控股 (WANT-WANT) がそれぞれ 2 位と 3 位を守った。中国信託金控 (CTBC) は初めてトップ 20 入りを果たしており、金融業の国際化というハードルを乗り越え、トータルソリューション・プラットフォームへの転換と「デジタル体験」構築に努力したことにより、4 位に格付けされた。

今年のブランド価値調査を総体的にみると、台湾の国際ブランドトップ 20 の業種は以下の通り多元化が進んでいることがわかる（訳注：以下の表記内容は会社名/ブランド名（ブランド価値、順位）となっている）。

- 一. 民生電子産業：華碩電腦/ ASUS (17.48 億米ドル、1 位)、宏碁/ ACER (4.26 億米ドル、7 位) 及び宏達国際/ HTC (3.73 億米ドル、10 位)。
- 二. スポーツ健康産業：巨大機械/ GIANT (4.76 億米ドル、5 位)、美利達工業/ MERIDA (4 億米ドル、8 位)、喬山健康科技/ JOHNSON (1.52 億米ドル、17 位)。
- 三. ハイテク産業：趨勢科技/ TREND MICRO (13.6 億米ドル、2 位)、研華科技/ ADVANTECH (4.36 億米ドル、6 位)、聯發科技/ MEDIATEK (3.77 億米ドル、9 位)、台達電子/ DELTA (2.25 億米ドル、15 位)、合勤科技/ ZYXEL (0.93 億米ドル、20 位)。
- 四. 金融サービス業：中国信託金控/ CTBC (5.06 億米ドル、4 位)、中租控股/ CHAILEASE (2.33 億米ドル、14 位)。
- 五. 食品飲料産業：旺旺控股/ WANT-WANT (10.29 億米ドル、3 位)、美食達人/ 85°C (3.48 億米ドル、11 位)、統一企業/ UNI-PRESIDENT (1.99 億米ドル、16 位)。
- 六. 美容及びその他の産業：正新橡膠/ MAXXIS (3.17 億米ドル、12 位)、聯強国際/ SYNEX (3.09 億米ドル、13 位)、創見資訊/ TRANSCEND (1.42 億米ドル、18 位)、克麗緹娜/ CHLITINA (0.95 億米ドル、19 位)。

そのうち克麗緹娜、美食達人、研華科技、台達電子、統一企業のブランド価値は二桁成長をみせている。

総体的にみると、2016 年台湾の国際ブランドトップ 20 の価値は合計 92.43 億米ドルに達し、2015 年の 89.55 億米ドルに比べて 3.21%成長している。また IT のトレンドと健康ブームを受けて、IT 産業（上記 5 社）のブランド価値総額は昨年比 6.25%、スポーツ健康産業（上記 3 社）は同 4.08%の成長をそれぞれみせている。（2016 年 11 月）

J161102Y2

03 「KANO」商標争奪戦で阿里山精品会社が敗訴

阿里山精品国際有限公司 (Alishan of Art Co., Ltd.、以下「阿里山精品公司」) は 2014 年に有名な映画タイトル「KANO」を以って商標登録を出願して許可を得ていたが、国立嘉義大学 (National Chiayi University、以下「嘉義大学」) がこれを発見して異議を申し立てたため、同商標は取り消された。阿里山精品公司はこれを不服として行政訴訟を提起した。知的財産裁判所は、両商標の図案は類似度が極めて高く、さらに嘉義大学が先に「KANO」商標出願の許可を得ており、相当の識別力を有するため、阿里山精品公司が同じ商標を使用すると消費者に誤認混同を生じさせると認め、阿里山精品公司に敗訴の判決を言い渡した。

判決書によると、阿里山精品公司は 2014 年に「木製容器、木製箱、檜製家具」等木製品での使用を指定して「KANO」商標の登録を出願して許可されたが、嘉義大学がこれを発見して異議を申し立て、知的財産局は審理した後に登録を取り消した。阿里山精品公司はこれを不服として行政訴訟を提起したが、棄却された。阿里山精品公司はなおこれを不服として知的財産裁判所に提訴し、自ら登録していた「KANO」商標の使用区分は「製品」であるのに対して、嘉義大学の「KANO」商標の区分は「未加工の木材」であり、両者の購買層と取引の範囲が異なるため、誤認混同が生じる可能性はないと主張して、訴願決定及び原処分を取消しを請求した。

嘉義大学の主張によると、KANO は同校の前身、嘉義農林学校の略称である「嘉農」の日本語読み (ローマ字表記) で、これは独創的商標である。嘉義大学は商標についてイベント等における使用を許諾しており、衣・食・住・交通と広範囲にわたり、多角経営を行っている。さらに校友が現金を寄付し、嘉義市中山路に「KANO 精神」を象徴する雕像を建てており、阿里山精品公司も嘉義市に位置するため、「KANO」商標が刻印されている雕像の存在を知らないはずはない。よって阿里山精品公司はこの商標の存在を知らないという理由はない。

知的財産裁判所によると、両商標の図案はいずれもデザインを施されていない単純なもので、排列も同じ 4 文字のアルファベットを横書きして構成され、そのアルファベットの字体と形態は酷似しており、外観、観念、称呼及び指定商品・役務の区分を問わずいずれも類似している。さらに KANO は「嘉農」の日本語読みであり、外国語にはこの意味がなく、該商標が使用を指定する未加工木材又は木製品とは関連がない。消費者はそれを商品の出所を示し、区別する標識とみなすため相当な識別力を有する。嘉義大学の出願が先に許可を得ており、より大きな保護を受けるべきであり、さらに多角経営が行われており、「KANO」商標が相当な知名度を得た後に阿里山精品公司が同じ商標の登録を出願したことは善意によるものではない。よって知的財産裁判所は阿里山精品公司に敗訴の判決を言い渡した。全案につき上訴できる。(2016 年 11 月)

J161119Y5

J161118Y5

04 中央研究院が新型薬物輸送システムを開発、心血管再生の難題を解決

中央研究院 (Academia Sinica) 生物医学科学研究所 (Institute of Biomedical Sciences) の研究員である謝清河氏、Steve R. Roffler 博士及び研究チームは「誘導力を有する繰返し投与可能な新型ターゲット薬物輸送システム (原文: 具導航能力且可重複投遞之新型標靶藥物輸送系統、英文: Reloadable Multi-Drug Capturing Delivery System for Targeted Ischemic Disease Treatment)」の開発に成功した。このシステムは薬物、幹細胞又は血管新生因子を精確に患部に伝送できるため、心血管疾患患者の心血管再生を促すことが可能である。同技術は糖尿病によって誘発された下肢虚血性疾患患者に福音をもたらすものであり、さらにはガン治療への応用も期待されている。

同研究成果は 2016 年 11 月 16 日に世界最先端の定期刊行誌「Science Translational Medicine」に掲載され、重要論文に選ばれて世界の主要メディアに紹介された。(2016 年 11 月)

J161108Y5
J161107Y5
J161108Z5
J161107Z5

05 経済部はクアルコムと提携、台湾 IoT 産業チェーンの構築を促す

経済部は 2016 年 11 月 7 日、世界の IC 大手であるクアルコムと提携覚書の調印式を行い、双方が提携して台湾における 4G+/5G モバイルネットワーク技術とモノのインターネット (IoT) の産業チェーンの確立を促進すると発表した。クアルコムは台湾に新たなテストラボと技術開発チームを設置し、台湾のネットワーク通信会社の研究開発を直接サポートするとともに、台湾のベンチャー企業を育成する。さらに、クアルコムはその世界規模のテクニカルサポートのルートを通じて、台湾のネットワーク通信製品及びソリューションが世界市場に参入できるよう協力するとしている。

経済部の沈栄津次長によると、今回のクアルコムとの提携を通じて、国際的な技術力を導入することで台湾の革新的な研究開発力を高めることができるほか、4G+/5G ラボとの提携により台湾の 5G (第 5 世代モバイル通信)、IoT 及びスマートシティ等の分野における技術の発展とフィールド・トライアルを促進して、台湾の IoT 分野における革新及び創業の生態系 (エコシステム) を完備することができる。さらには今後 IoT 産業の高度なカスタマイズ化、多角的な垂直方向の応用市場等の特性に対応するため、双方は台湾産業の柔軟な製造力を通じて戦略的連盟を結び、一方で台湾のベンチャー企業を育成するとともに、他方では完全な台湾 IoT 産業生態系への発展を促していく。クアルコムが台湾で投資するとともに、台湾の「Asian Silicon Valley 計画」における重要なパートナーとなることを、台湾側も大いに歓迎している。(2016 年 11 月)

J161129Y9
J161128Y9

06 財政部が「税関による商標権益保護措置執行の実施弁法」改正を公告

財政部が 2016 年 11 月 28 日に「税関による商標権益保護措置の実施弁法」改正を公告した。商標権者の権利の保護を強化し、電子政府 (Electronic Government) と行政手続きの簡素化を実現するため、今回は改正 9 条、新設 6 条、削除 2 条により、全 17 条とした。主な改正内容は以下のとおり。

- 一. 商標権者が税関に対して商標権の提示保護を申請できる要件及び添付すべき資料を定めている。(改正条文第 2 条及び第 3 条)
(訳注:「提示保護」とは、商標権者が商標権の存続期間に税関に対して保護に関する資料を提示し、税関が知的財産権データベースに登録するシステムをいう)
- 二. 税関は商標法第 75 条に基づいて商標権に係る権益の保護を執行するが、職務執行を類型ごとに区別する必要はないため、現行条文第 2 条を削除する。(現行条文第 2 条)
- 三. 税関が許可した提示保護期間の延長について、期間が満了となる前に提示保護の延長をしなかった場合 (訳注: 現行規定では 1 年毎の延期申請が必要) は改めて新規に申請しなければならないという規定を削除し、商標権者の申請に伴うコストと税関の行政における負担を軽減する。(改正条文第 4 条)
- 四. 税関による商標権保護措置の執行には商標権者又は代理人の協力が不可欠であるため、(商標権者又は代表人との連絡がとれず保護措置を執行できない状況において) 税関が提示保護期間を期限前に終了できる規定を新設する。(改正条文第 5 条)
- 五. 税関が商標権者及び輸出入者に通知する方法について、口頭、書面、電話、電子メール又はファクシミリで行ってもよいと改正し、実務上のニーズに合わせる。また税関は商標権者が申請すれば侵害疑義物の写真を提供してもよく、これにより権利者が侵害事実の有無を判断できるようにする。(改正条文第 7 条)
- 六. 税関が商標権保護措置を執行するにあたり、商用権者と連絡が取れない、又は商標権者が税関での権利侵害の認定を行わない等の状況が発生したとき、貨物の通関が遅れることがないように、税関は直接輸出入貨物通関規定により手続きして貨物を通関させてもよい。(改正条文第 9 条)
- 七. 電子政府を実現するため、商標権者の本弁法による申請又は告発は、書面又は電子的な

方法で行ってもよく、申請者に便利なサービスを提供する。(改正条文第 13 条)

- 八. 税関が保護措置を執行できるよう、わが国に住所又は営業場所を有しない商標権者は、わが国に住所を有する代理人に本弁法の関連事項を代理で行うよう委任しなければならない。(改正条文第 14 条)
- 九. 商標法第 39 条規定により、商標主務機関に登録された専用使用権者は、許諾を受けた範囲内で、商標権者に相当する地位を取得できる。よって商標主務機関に登録された専用使用権者は自己の名義を以って商標権者に関連する権利を行使できるとする規定を新設した。(改正条文第 15 条)
- 十. 税関の知的財産権データベースの資料を実情と一致させるため、商標権者は本弁法により提出した申請事項等の関連資料に変更があったとき、税関に対して変更の申請を行わなければならない。(改正条文第 16 条)

(2016 年 11 月)

台湾知的財産権関連判決例

01 実用新案権関連

■ 判決分類：実用新案権

I 新規性、進歩性が欠如する専利は、社会公衆が使用できるパブリックドメインの技術であり、被許諾者によるその有効性に関する抗弁を認めるべき

■ ハイライト

契約目的物である専利（訳注：「専利」には、特許、実用新案、意匠が含まれる）は主務機関による取消しが確定していないものの、被許諾者がその専利の有効性について争い、裁判所が該専利に新規性、進歩性の欠如により取り消すべき事由があると合法的に認定した場合、双方の間で被許諾者は該専利権が存在せず、許諾者の専利は支払不能の状況を構成していると主張してもよく、民法第 347 条により同法第 350 条、第 353 条規定を準用し、債務不履行関連規定に基づき、許諾者にその権利を行使してもよい。また新規性、進歩性を有さない専利は、即ち社会公衆が使用できるパブリックドメインの技術であり、被許諾者がその有効性について抗弁することを許すべきである。

II 判決内容の要約

最高裁判所民事判決

【裁判番号】104 年度台上字第 2016 号

【裁判日期】2015 年 10 月 22 日

【裁判事由】専利権使用許諾契約

上告人 駮創科技股份有限公司

被上告人 陸達科技股份有限公司

上記当事者における専利権使用許諾契約事件について、上告人は 2014 年 2 月 20 日知的財産裁判所第二審判決（101 年度民專上字第 58 号）に対して上告を提起した。本裁判所は次のとおり判決する。

主文

上告を却下する。

第三審の訴訟費用は上告人の負担とする。

判決理由の要約

一. 上告人は起訴して次のとおり主張している。双方は 2009 年 1 月 15 日に技術移転及び使用許諾契約(以下「係争契約」という)を締結した。使用許諾の目的物はわが国実用新案証

書番号 M328034 号（以下「係争わが国実用新案」という）及び中国大陸実用新案証書番号 1092031 号（以下「係争大陸実用新案」という）の実用新案権（併せて「係争実用新案」という）並びに実用新案技術移転であり、或いは「以磁場及磁場感測器做為座標定位之指向桿の結構或裝置（磁場及び磁気センサで座標定位を行うポジショニング・スティックの構造又は装置）」を被告人の使用に供するものである。被告人は 2010 年 3 月 31 日に係争実用新案を含む製品を展示し、係争実用新案を利用した製品は最終開発段階に入っていると述べていることから、被告人は係争契約内容を履行し、また使用していることも判るが、いかなるライセンス料も支払っておらず、催告に対しても黙殺した。係争契約の約定により、被告人に対して 2010 年 4 月から 2011 年 2 月までの間のライセンス料 97 万 5000 米ドルに法定遅延利息を加えて支払うことを命じるよう請求する。

二. 被告人は次のとおり抗弁している：双方による契約締結後、原告人は係争契約添付資料 A の関連物品、資料（以下「A 資料」という）を渡しておらず、技術移転の事実はなく、且つその技術は実施できないため、被告人は相当の経費と人力を開発に投入したが、「マウス」が備えるべき機能も達成できなかった。さらに係争実用新案は新規性及び進歩性が欠如しており、実用新案の要件を満たさず、使用許諾の目的物とすることはできず、支払不能の目的物であるため係争契約は無効であると認めるに足る。たとえ有効だったとしても、被告人は前後して 2009 年 2 月 3 日、2011 年 5 月 6 日又は訴訟進行中に契約解除、契約解約の意思表示を行っており、原告人はライセンス料を請求できない。

三. 原審による審理結果は次のとおりである：

- (一) 被告人がこれまでライセンス料を支払っていない等と原告人が主張する状況について、被告人は争ってはならず、真実であると信じることができる。ただし、原告人は係争契約の約定に基づいて、A 資料を渡す義務があり、原告人は契約後 1 ヶ月以内にすべての資料を渡している云々と抗弁しているが、提出された資料及び証人の供述はいずれも有利な証明として採用できず、それが支払義務を履行したとは認めがたい。
- (二) 被告人は、係争実用新案の請求項 1 乃至 12 は進歩性を有せず、取り消すべき事由があると抗弁し、すでに提出されている無効理由の証拠 1 乃至 3 を証拠としている。原審において始めて該証拠を提出しているが、被告人が第一審において係争実用新案の取消しを主張する理由は、ファイル内の証拠資料から意図的に訴訟を遅延させる意図があった、又は重大な過失により期限が切れてから新証拠を提出したとは認めがたく、原告人が智慧財産案件審理細則（知的財産案件審理細則）第 33 条規定を引用して裁判所は上記証拠を参酌すべきではないとする主張は採用できない。
- (三) 係争実用新案の請求項は 12 項あり、そのうち請求項 1 は独立項、その他は従属項である。無効理由の証拠 1 は 2004 年 6 月 24 日に公開された米国の実用新案、無効理由の証拠 2 は 2004 年 7 月 1 日に公開されたわが国の実用新案であり、この公開日は係争実用新案登録出願日より先であり、係争実用新案の先行技術である。係争実用新案と対比したところ、無効理由の証拠 1 は係争実用新案の請求項 1,2,3,8,10,11 に新規性がないことを証明でき、無効理由の証拠 1 は係争実用新案請求項 4,9,12 に新規性がないことは証明できないが、進歩性がないことを証明できる。無効理由の証拠 1 と通常の知識との組合せにより、係争実用新案の請求項 5 に進歩性がないことを証明できる。無効理由の証拠 1 と無効理由の証拠 2 との組合せにより、係争実用新案の請求項 6,7 に進歩性がないことを証明できる。これらは係争わが国の実用新案が取り消されるべき事由である。
- (四) 以上のことから、原告人が契約に基づいて A 資料を渡しておらず、被告人が 2011 年 5 月 6 日に契約解除の意思表示をしたことは、証拠がないものではなく、況してや係争実用新案には取り消すべき事由があり、被告人は民法第 347 条に基づいて同法第 350 条、第 353 条の権利の瑕疵担保に関する規定を準用し、債務不履行の規定により契約を解除できる。被告人は 2013 年 12 月 11 日に法廷にてこの事由により係争契約を解除することを示しており、係争契約は遡及的に消滅していると認めるべきである。原告人が係争契約の約定により、被告人に 97 万 5000 米ドル及びその遅延利息を支払うよう請求することは法に合わず、許可すべきではない。よって（原審が）第一審による原告人勝訴の判決を破棄し、原告人の請求棄却の判決

を下したことは法において誤りはない。

四. 当事者が知的財産権に（専利権の）取消し、（商標権の）取消しの事由があると主張又は抗弁する場合、裁判所はその主張又は抗弁に理由があるか否かを判断しなければならない。裁判所が（専利権の）取消し、（商標権の）取消しの事由があると認定した場合、知的財産権者は該民事訴訟において相手方に権利を主張してはならない。これは知的財産案件審理法第 16 条規定から明らかである。係争のわが国実用新案は主務機関、即ち經濟部知的財産局より取消しが確定されていないが、被上告人が該実用新案の有効性について争っており、原審も該実用新案は新規性、進歩性を有さず、取り消すべき事由があると認定しており、双方の間で被許諾者は該実用新案権が存在せず、支払不能の状況を構成すると主張してもよく、民法第 347 条により同法第 350 条、第 353 条規定を準用し、債務不履行関連規定に基づき、その権利を行使してもよい。また新規性、進歩性を有さない実用新案は、即ち社会公衆が使用できるパブリックドメインの技術であり、被許諾者はその有効性について抗弁できる。係争実用新案には取り消すべき事由があるため、被上告人は係争契約を解除できると原審が認めたことは、民法第 353 条、第 256 条の規定に適合し、法令違反はないといえる。該実用新案は取消しが確定されておらず、その他の排他効力を有し、権利には瑕疵がなく、被上告人はそれにより契約を解除することはできない云々とする上告人の主張は採用できない。

被上告人が係争実用新案の内容を利用して利益を得たことは無く、双方が民法第 259 条に基づいて原状回復を行うかの問題については被上告人の解除権行使に影響するものではない。さらに被上告人が上記事由を以って係争契約を解除することには根拠があり、上告人が A 資料を渡しておらず、被上告人は契約を解除してもよい云々と原審が述べることについて、事実認定と法の適用に不適切なところはなく、判決結果とはかわりない。上告の論旨は、以前の主張を繰り返しており、原審における証拠の取捨、係争実用新案の新規性、進歩性の欠如の認定等に関する職権の行使が判決結果と関わりのないことから、原判決が法令に違反していると指摘し、その破棄を請求したことはない。

五. 以上の次第で、本件上告には理由がない。民事訴訟法第 481 条、第 449 条第 1 項、第 78 条により、主文のとおり判決する。

2015 年 10 月 22 日

最高裁判所民事第六法廷裁判長 高孟焄
裁判官 袁靜文
裁判官 鄭雅萍
裁判官 陳光秀
裁判官 鍾任賜

本件正本が原本と相違ないことを証明する。

書記官

2015 年 11 月 2 日

02 商標権関連

■ 判決分類：商標権

1 新旧「港園」麵店の商標をめぐる係争で老舗が敗訴

■ ハイライト

高雄で 60 年の歴史を持つ老舗「港園麵館」は三代にわたって牛肉麵の味を受け継いできたが、家族の内輪揉めが発生し、家族の構成員が「銘邦港園」という新しいブランドで麵店をオープンした。高雄地方裁判所は昨年 8 月に老舗敗訴の判決を下し、老舗は上訴を提起していた。知的財産裁判所は、その家族は利益の均等分配、商号の分かち合いを伝統とし、老舗は管理権を有するにすぎないと認め、上訴を却下するとともに、上告してはならないと決定した。

食事の時間帯になると、港園麵館はいつも満席で、蔣経国（元総統）、吳敦義（前副総統）、

林青霞（芸能人）等政財界の著名人も同店の上客である。港園麵館は2004年に代表者（記注：創業者である孫貴嬌）が逝去し、その長男が事業を管理するようになった。2013年に創業者三男の長男が独立して、老舗から3分の距離の角地に「銘邦港園」麵店をオープンした。

家族は対立し、老舗を経営する創業者の長男が創業者三男の長男を商標権侵害で告訴し、高雄地方裁判所は昨年8月に敗訴の判決を下したため、老舗側は不服として上訴を提起した。知的財産裁判所は、老舗の家族は利益の均等分配、商号の分かち合いを伝統としており、長男は単独出資の代表者となっているが、実質的には家族の構成員が商号を共同経営し、息子たちは娘たちより多く権利を分かち合ってきた。

ちなみに新規進出店は「銘邦港園」を以って商標登録を出願したが、經濟部知的財産局は港園の商標と誤認混同を生じるとして2015年4月16日に拒絶査定をしている。（2016年1月5日 中国時報 B2面）

II 判決内容の要約

知的財産裁判所刑事判決

【裁判番号】104年度刑智上易字第64号

【裁判期日】2015年12月25日

【裁判事由】商標法違反

上訴人 台湾高雄地方裁判所檢察署檢察官

被告人 孫慈邦

上記上訴人は商標法違反事件について、台湾高雄地方裁判所103年度智易字第11号、2015年7月10日第一審判決（起訴事件番号：台湾高雄地方裁判所檢察署103年度調偵字第892号）を不服として、上訴を提起した。本裁判所は次のとおり判決する。

主文

上訴を却下する。

判決理由

- 一、本件につき本裁判所が審理した結果、第一審判決が被告人孫慈邦に無罪を告知したことに失当はなく、維持すべきであると認め、下記理由を補充するほか、第一審判決書に記載される証拠及び理由（添付資料のとおり）を引用する。
- 二、調べたところ、証人の孫粘秀梅、羅孫大英、孫〇〇はいずれも原審にて証言している。証人の証言により港園麵館の商号は孫貴嬌の長男、すなわち告訴人の孫大楓が単独出資の代表者であり、その経営管理の責を負うが、家族構成員の間で港園麵館の売上げを分かち合う権利を有すること、その中で、孫貴嬌の息子である孫大楓（長男一家）、孫〇〇（次男一家）、孫大銘（三男一家）（未亡人である孫粘秀梅が受領）はより多く分配を受ける権利があるのに対して、配偶者である孫国振と娘の羅孫大英、孫大玲が受け取る分配はより少なく、告訴人孫大楓一人に帰属するものではないこと等の事情は認めるに足る。そして、港園麵館の商号権について孫国振、羅孫大英、孫〇〇、孫粘秀梅、孫大玲が2004年7月26日に相続放棄申述書を提出し、2004年8月4日に告訴人孫大楓が唯一の代表者として登記された。商標権については、孫国振、孫大英、孫〇〇、孫大玲が2010年8月4日に同意書を提出し、被告人孫慈邦、孫慈璇は2010年11月3日に同意書を提出して、告訴人孫大楓による単独の所有に移転した。ただし該権利移転の挙動については、家長である孫国振の指示に基づき、家族構成員が孫国振の意思に従ったものであり、逆らうことができなかつた。さらに何ら対価も支払われていない。（それらは）告訴人孫大楓、証人羅孫大英、孫〇〇、孫粘秀梅、孫大玲、孫慈璇、被告人が共同で承認したものであり、その過程は一般的な権利譲与において相当の対価が支払われる状況とは明らかに異なる。さらに孫貴嬌が2004年に死亡した際、三男一族は被告人孫慈邦と証人孫慈璇が代襲相続したが、二人とも未成年で学生だったため、商号権移転については、孫大銘の未亡人孫粘秀梅が処理し、孫粘秀梅が相続放棄申述書を提出しており、その後2010年に係争商標権について処理した際にも証人孫粘秀梅が三男一族を代表して孫大楓、孫〇〇、羅孫大英と相談し、孫粘秀梅が三男一族を代表して同意書を提出した。

その後被告人孫慈邦と証人孫慈璇が法定相続人であることを発見したため、さらに被告人孫慈邦と証人孫慈璇にも同意書に署名するよう要求した。これらから被告人孫慈邦と証人孫慈璇は家族の中では下の世代であり、商号権と商標権の移転について上の世代とは直接討論しておらず、いずれもそれらの母である孫粘秀梅を通じて知らされており、上の世代の家族構成員間での相互の約定内容や達成した合意についてはよく知らなかった。さらに、証人孫粘秀梅、孫慈璇、孫〇〇、羅孫大英、蘇泰吉等はいずれも、告訴人孫大楓、証人孫〇〇、羅孫大英等は以前から「樹が大きくなれば枝分かれする」(訳注：人が成長すれば分家する、の意)ので、子孫が望むならば店を出してもよい等と述べていたと証言しており、さらに被告人が出店する約半年から1年前に、告訴人孫大楓の子供がすでに「港園」商標を使用して支店を開いている等の状況があり、ファイルされている証人孫〇〇、告訴人孫大楓の供述によると、孫大楓は「(あなたの息子は自強路に支店を開きましたか)はい、彼は私の父に言いました。(その他の相続人の同意は得ましたか)はい、彼らは皆、若者がこのように出店することは大変良いことだと言いました。私も息子が一緒に働くのではなく、外で出店することを希望しました。ただし私の父の同意が必要であり、上の世代を尊重しなければなりません」等と述べている。告訴人は一方で自らが港園麵館の商号権及び商標権の単独権利者であると主張し、もう一方では下の世代が出店するときはその父親である孫国振の同意が必要で、その他の相続人にも伝える必要があり、また麵館の営業収益については銀行口座を開設し記帳し、その他の家族構成員にボーナスを分配し、住宅ローンを代わりに返済している等と供述しており、家族構成員の間には港園麵館に関わる権利と営業収益の帰属に対して明確な区分がないことは明らかである。すなわち証人孫粘秀梅が告知した内容、家族構成員が港園麵館の利益を分かち合う権利を有しており、告訴人孫大楓の子がすでに「港園」商標を使用して外に出店している等の客観的状況に基づき、港園麵館の商号権と係争「港園」商標権は家族構成員が共同で所有しており、告訴人孫大楓が単独で所有するものではなく、自分も「港園」商標を使用して出店してもよいと被告人が考えることは、根拠が全くないものではない。その主観的認知が法律規定及び関連当事者の意思、及び家族構成員同士の港園麵館の商号及び係争商標に係る権利と義務の關係に適合するものであるのか否かについて、組合(共同事業体)、合有若しくは(狭義の)共有を適用すべきか、又は告訴人孫大楓の同意を得て始めて使用できるのかは、民事の法的紛争であり、被告人における係争商標侵害の故意の有無とは別のものである。

- 三. 港園麵館の商号権と係争「港園」商標権は孫黃貴嬌の相続人が相続放棄申述書及び同意書を提出し、告訴人孫大楓に移転して単独の所有としているが、港園麵館の利益(ボーナス)はその他の家族構成員にも分配されており、一般的な権利譲渡後に譲受人が単独で権利を享受する状況とは異なっている。かつ港園麵館に係る営業収益を、告訴人孫大楓個人が自由に処分できるのか、又はその他の家族構成員に分配する義務があるのかについて、証人孫〇〇、羅孫大英、孫大玲は一方で港園麵館の商号権と商標権は告訴人孫大楓に移転した、つまり孫大楓の所有に帰すとしながら、もう一方では港園麵館の利益については自分たちに分配を受ける権利があると述べており、当事者間に互いの権利と義務と關係には明確な約定と区分がなく、それにより前後で一致しない主張が発生し、これらの不明確な要素が当事者の商号権及び商標権の権利帰属に対する認知に影響していると認めるに足る。かつ本件当事者はいずれも法律の専門知識を持たない一般市民であり、何に対して各家族の権利が派生するのか、何が商号権と商標権の範囲に属するのかについても、彼らが明確に区分できるとは期待しがたい。また原審判決は証人孫粘秀梅、羅孫大英、孫〇〇、孫大楓、孫大玲、孫慈璇、蘇泰吉等の供述内容を総合的に判断しており、証人孫粘秀梅、孫慈璇の証言だけを被告人無罪判決の基礎とはしていない。また、係争商標については家族構成員による合有なのか、又は合意によって(狭義の)共有になっているのか、又は告訴人孫大楓が単独で所有しているのか、その他家族構成員はその(告訴人の)同意を得て始めて出店できるのかについて当事者間の認知が不明確であり、たとえ係争商標が家族構成員による合有であり、被告人がその使用权を誤認し、その他全体の共有者の同意を得ずに使用したとしても、それは民事紛争であり、故意に商標権を侵害したことを以って刑事責任を問ひ法で裁いてはならず、検察官の上記主張は理由がないものである。
- 四. 証人孫〇〇等の供述によると、告訴人孫大楓が家族構成員に分配するボーナスは、(創業者の息子の)三家族に分配され、息子たちは娘たちよりも多く分配され、店内で働いて

いない孫大玲（娘）にも分配はあり、従業員であるかどうかは関係ない。また証人らはいずれも今はまだ（父親である）孫国振が存命であるので、財産は分配しておらず、孫国振が亡くなったらば、証人らはいずれも港園麵館の利益分配を受ける権利を有すると述べている。証人孫大玲は、孫大楓、孫〇〇、孫粘秀梅等が常に財産のことで喧嘩していると証言していることから、上記当事者間では、港園麵館で得られた利益についてそれらには分配を請求する権利があり、告訴人孫大楓が単独で所有するものではないと考えられていることがわかれ、告訴人孫大楓が、港園麵館は自分一人が所有するもので、「親族間で善意により余っているものを足りないところに分ける」ことのみによって利益をその他の家族構成員に分配したという状況とは異なり、告訴人の主張は採用できない。また調べたところ、被告人が外部に出店し、「港園」商標の前面に「銘邦」の二文字、つまり父である孫大「銘」と自分の孫慈「邦」から一字ずつとったものを加えて区別し、それは港園麵館創業者の三男の息子であることを示しており、それが係争商標を合法的に使用してもよいという考えに基づいて為したものであり、主観的に正当な権原がないことを知っていたとは認めがたい。經濟部知的財産局が「銘邦港園」商標と「港園」商標が誤認混同を生じさせるため登録を許可しなかったことについては、商標主務機関が審査の職権を行使したものであり、被告人に商標権侵害の故意があったかの判断とは無関係であるため、告訴人の主張は採用できない。告訴人はさらに、被告人が2013年1月26日にガソリンで港園麵館に放火し、2013年11月6日から20日には〇〇街53-1号の厨房に理由なく鍵をかけたり、1階シャッターに「当方の許可なく無断で侵入しないこと。さもなければ一律通報する。」という警告を貼ったりしたため、港園麵館は休業を余儀なくされ、原材料及び営業の損失は100万新台幣ドルに達すると推算され、被告人の悪質さは重大であることがわかる等の状況を主張したが、本件の商標権侵害の事実とは関連性がなく、斟酌しない。

- 五. 以上をまとめると、公訴人が提出した証拠は被告人孫慈邦に販売を目的として同じ役務で類似する他人の登録商標を使用した行為であると証明することができず、さらに再度調べたところ、被告人には公訴趣旨で指摘された商標法違反の犯行があったと認められるその他の積極的証拠は見つからず、被告人の犯罪を証明できない。原審が刑事訴訟法第301条第1項前段規定に基づいて被告人に無罪の判決を告知したことは、事実認定と法の適用に誤りはなかったと認められる。検察官が上訴趣旨で原判決の不当を指摘し、原判決を取り消して判決を翻すよう請求することには理由がなく、上訴を却下すべきである。

以上の次第で、刑事訴訟法第368条、第373条により主文のとおり判決する。
本件は検察官田炳麟が法廷にて職務を執行した。

2015年12月25日
知的財産裁判所第三法廷
裁判長 蔡惠如
裁判官 范智達
裁判官 彭洪英

添付資料：

台湾高雄地方裁判所刑事判決
103年度智易字第11号

公訴人 台湾高雄地方裁判所檢察署檢察官
被告人 孫慈邦

上記被告人は商標法違反事件により検察官に公訴（103年度調偵字第892號）を提起され、本裁判所は以下のとおり判決する。

主文
孫慈邦は無罪。

判決理由

- 一、公訴の趣旨は概ね以下のとおりである：被告人孫慈邦は、告訴人孫大楓の母が2000年に經濟部知的財産局に対して商標登録第00000000号の「港園」商標（以下、「本件商標」）を登録して専用権を取得し、軽食堂、ホット/コールドドリンクスタンド等役務での使用を指定しており、その後告訴人が移転によって（専用権を）取得し、権利期限を延長したため、現在の商標専用期間内にあり、告訴人の同意又は許諾を得ずに同じ役務に類似の商標図案を使用してはならないことを明らかに知っていた。被告人は告訴人の同意又は許諾を得ずに、2013年11月某日高雄市○○区○○路00号に「銘邦港園牛肉麵」という軽食堂をオープンして、同じ役務に告訴人の上記登録商標に類似する商標を使用したため、関連の消費者に誤認混同を生じさせるおそれがある。被告人は商標法第95条第3号に違反して商標権者の同意を得ずに、同じ役務に登録商標に類似する商標を使用し、関連の消費者に誤認混同を生じさせるおそれをもたらし犯罪の嫌疑がある等。
- 二、被告人はもとより、かつて告訴人への商標移転に異議はないと記載された同意書に署名したことがあると認めているが、商標法第95条第3号に規定される同意を得ずに同じ役務において登録商標に類似する商標を使用して関連の消費者に誤認混同を生じさせるという犯行については堅く否認している。
- 三、調べたところ以下のとおりである：
 - (一) 本件商標は港園麵館商号への使用を指定しており、商号は1987年12月14日に設立が許可され、本件商標は役務標章の登録出願が許可され、専用期間が2000年9月16日から2010年9月15日までとされた。本件商標の権利者と商号代表者は孫黃貴嬌であった。その後2004年6月15日に孫黃貴嬌が死亡し、孫國振、孫大楓、孫大成、羅孫大英、孫大玲、及び孫慈邦、孫慈璇（これら2名は代襲相続した孫）が法廷相続人となった。その後港園麵館の商号については孫大楓が2004年8月4日に単独の代表者として登記され、本件商標については孫大楓が2010年8月4日に同意書を添付して存続期間を2020年8月27日まで延長した。同意書を補充提出した後、存続期間は2020年9月15日まで延長された。これらは被告人孫慈邦の供述から明らかであり、証人孫粘秀梅の供述、孫大楓が告訴を委託した代理人が陳述した告訴の趣旨とも符合する。孫黃貴嬌の死亡及び前出の配偶者、子、孫が共同で相続する件については、家系図、戸籍謄本があり、調べることができる。港園麵館の商号設立及び代表者変更の過程は上述のとおりであり、本件商標について港園麵館における使用を申請した営業範囲、商標登録許可日及び権利存続期間、延長期間は前述部分のとおりであり、經濟部商業司商業登記資料検索結果、役務標章登録出願書及び添付された高雄市政府營利事業登記証（訳注：事業・商業登記証に相当）、誓約書各1部、經濟部知的財産局商標資料役務登録検索結果明細2部、同局2010年5月30日(89)智商0261字第000000000号役務標章許可查定書、同局2010年10月16日(89)智商字0090第000000000号書簡及び添付の役務標章登録証、登録延期申請書（訳注：存続期間更新登録申請書に相当）及び添付の高雄市政府營利事業登記証、同局2010年12月30日(99)智商0105字第0000000000号書簡、2010年8月4日同意書、同局2010年11月3日同意書各1部で調べることができ、前記事項は被告人、検察官及び告訴人が争うものではなく、いずれも真実であると信用することができる。
 - (二) 孫黃貴嬌が死亡した後、港園麵館は孫大楓が登記上の代表者であるが、実質的には家族の共有であることについて、証人孫粘秀梅は、姑の孫黃貴嬌が2004年に亡くなった後、孫大楓夫妻、孫大成夫妻、羅孫大英、孫大玲及び自分の間で協議し孫大楓を推挙して管理を任せ、港園麵館の代表者として登記したが、家族構成員は港園麵館に対する持ち株を有し、毎年ボーナスの分配を受けること、主に姑の3人の息子、即ち孫大楓、孫大成、孫大銘（自分の亡夫）が三大株主であり、孫慈邦はまだ年少であったため自分が代表して年に2回のボーナスを受け取り、各兄弟の分配額は同じで、（ある時は）20万新台幣ドルずつ、（ある時は）30万新台幣ドルずつであり、これは給料以外のもので、時によって手形、振込、時には赤い封筒に入った現金で支給され、その後分配された金額は少なくなったこと、さらに孫國振、羅孫大英、孫大玲は1株を持ち、孫大玲は以前から麵館の内部で働いたことがないが、孫大玲自身はこれが臨時収入であるため、支給された金額だけ文句を言わずに受け取ることに同意していたこと、羅孫大英は麵館を手伝ってきたため、港園麵館は七

賢路に羅孫大英が住むための家を買ったこと、港園麵館び家族構成員の間でいつも諍いがあり、孫大楓は非難されたくないため、いつもこれ（港園麵館）はみんなの店なので、独り占めしたくてもできないといていたこと、港園麵館の利益には分配されないものが多くあり、孫大楓は多くの利益を溜め込んでおり、孫大成の次女が癌を患い多くの治療費がかかったときに医療費を出してくれるよう頼んだが、孫大楓は父親が存命のためこの金を使うことはできないとして孫大成の要求を拒絶したこと等を証言した。証人羅孫大英は、港園麵館が孫大楓によって管理され、売上高から経費を差し引いた利益は彼一人のものではなく、銀行に預金され、口座は専用のもので、自分は孫大楓、孫大成、孫粘秀梅（孫大銘の未亡人）が港園麵館のボーナスを受け取り、ここ2年は自分も受け取っており、自分が住んでいる家は港園麵館が自分のために住宅ローンを負担して買ってくれたもので、住宅ローンは320万新台湾ドルであり、7年余り前から支払われており、かつて孫粘秀梅、孫大玲は自分が引退したときは300万新台湾ドル余りを受け取ることができると言ったのを聞いたことがある等と証言した。証人孫大成は、自分はボーナスを受け取ったことがあるが、金は妻が管理しており、ある年は30万新台湾ドル、またある年は10万新台湾ドル、5万新台湾ドルを受け取ったことがあり、給与以外の収入で、旧正月に受け取ったこと、港園麵館が儲かって利益が出れば、それは孫大楓一人のものではなく、皆に分配するのが道理であり、自分に分配されなければ頭にくるが、上の世代が存命であるため財産分与に関する話を話し合うのは好ましくない等と証言している。証人孫大楓は、港園麵館には従業員給与を差し引いた後の利益があり、利益は自分が管理しているが、この金は父親のもので、銀行口座にある資金は自分が用途を注記しており、たとえば孫慈邦のバイクが無くなって新しいものを購入したときも注記しており、父親は自分を信頼し、自分に決定を任せてくれているのであって、この金を独り占めすることはないこと、被告人は自分には利益を分配されず、孫大楓が独り占めしているといい加減なことを外で言っているが、自分には持分があり、以前物価が高くなかった時は麵館の利益が多かったのに対して今は物価上昇で利益が減少しているものの、年末にはボーナスを皆に分配し、分配額は1人当たり10万新台湾ドル以上であり、孫粘秀梅に分配した額は少なくとも15万新台湾ドルはあること、利益はすべて分配しておらず、残りは銀行口座に預けており、調べることができ、港園麵館の売上は自分のものではなく、父親が我々にくれているものなので、利益を子供の留学のために使うようなことはしてはならず、これは皆が一緒にがんばって稼いだものなので、自分の主張を通してはならず、自分は支出については明確に注記したり、皆に金の流れを説明したりしており、もし父親が亡くなったら、この金を皆に分配できること等を証言している。証人孫大玲は、一年あたり港園麵館から2万新台湾ドル又は3万新台湾ドルを受け取り、受取時には署名しており、これは港園麵館の支出であり、麵館には利益の預金があるはずだが、以前3人の兄（孫大楓、孫大成、孫大銘）のために1人1軒ずつ家を買ったので、多くは残っていないはずであり、港園麵館の中で気まずい雰囲気であると感ずることがあり、自分が傍で見ていて判るのは、その原因が財産分配のためであるということで、自分は父親が存命であるうちは財産を分配してはならず、本当に分配するのならば、自分は家を買ってもらっていないので、先に自分にその穴埋めをしてから分けるべきであること等を証言している。港園麵館の商号登記上、孫大楓は単独出資の代表者となっているが、事実上は家族全体に帰属しており、従来の観念により主に孫大楓、孫大成、孫大銘（死亡により未亡人孫粘秀梅が受領）、つまり3人の息子の家族が権利を有し、娘である羅孫大英、孫大玲が受け取る利益はそれより少なく、麵館で働いていない孫大玲の取り分は最も少なく、かつ累積された未分配利益は家族全体に帰属するもので、被告人を含む三家族の構成員はより多くの権利があり、孫大楓個人に帰属するものではないことは事実であると認めることができる。これ以外に、孫粘秀梅は、羅孫大英が港園麵館から多くの利益を得ており、かつて夫が3人の息子の1人だった立場から、羅孫大英に金を受け取ってそこから退くよう署名するよう要求したことがある。証人羅孫大英は審理において、孫粘秀梅はかつて自分が引退する時に300万新台湾ドル余りを受け取ることができると言ったことがあり、つまり300万新台湾ドルを自分に支払うことで自分を追い出し、港園麵館からは今後金を受け取らないという誓約書を書くように言ったこと

があり、孫粘秀梅は金銭については理性を失う等と証言している。したがって、港園麵館の商号は孫大楓を代表者として登記しているが、実質上は単なる管理人であり、家族構成員全体が伝統的な観念に基づいて港園麵館の売上げを分かち合う権利を有する等とする被告人の抗弁は、採用できる。

- (三) 商標移転同意書の署名は、事前、事後のいずれにおいても権利を清算しておらず、その過程は簡素で一般的な権利処分状況とは異なる。証人孫粘秀梅は、商標権の存続期間が間もなく満了となる時、孫大楓は書類をみせて満了となるので代表者（元来は孫貴嬌が登録されていた）を変更しなければならず、港園麵館商号についてそれが代表者となり、管理し、その名義で登記しても、皆が同様に権利を有し、利益を皆で分けてきたのと同じだと述べたが、商標権について明確に会議を開いて話し合ったことがなく、勤務時間内に麵館で話したもので、孫大楓は兄弟姉妹が皆同意したと述べ、自分にも署名するように言い、孫大楓は以後も3兄弟の家族の子供はいままで通りに出店することができ、金も分配されると言ったので、自分は何らメリットも得ることなく署名し、他人に対する商標の利用許諾したときはどのように金を分配するかについては話し合ったことがなく、彼らの家族は商標使用を他人に許諾したことはないので、自分たちの子孫だけが出店できる等と証言した。証人孫慈璇は、自分が同意書（2010年8月4日より前の分であるはず）に署名したのは港園麵館の中であり、当時は祖父孫国振、大伯父孫大楓夫妻とその子供、次伯父孫大成夫妻、羅孫大英、自分の母親孫粘秀梅、兄孫慈邦、そして自分が店内で働いており、孫大楓は商標（権の存続期間）が間もなく満了となり、延長する必要があるが、皆が今後外地に出て行ったとき手続きのために戻ってくるのは不便であるという状況を避けるため直接孫大楓に管理を任せる署名するよう求めたこと、当時店が忙しく、兄孫慈邦がすでに署名しており、厨房の中にいた兄が孫大楓の言うとおりにするよう手でサインを送ってきたため、自分は署名したのであり、署名したときにその文書が意味するものについて知らず、また商標登録を共有して管理人を選出する手続きも選択できたことを知らなかったこと等を証言した。証人羅孫大英は、孫大楓が同意書署名の数日前自分たち（孫粘秀梅が代表し、孫慈邦と孫慈璇は参加していない）に同意書に捺印して商標を（孫大楓に）移転し、店の管理を任せることに同意するかを訊ね、皆は孫大楓が処理し、管理することに同意し、いかなる条件もなく、当時は署名で港園麵店の管理を放棄する必要があるとは触れられず、署名した後に港園のボーナスを受け取れないとは考えたことはなく、以前父親孫国振が、歳をとったので、もう手を出さず、港園の二文字を長男である孫大楓に譲ると言っていたこと等を証言した。証人孫大成は、孫大楓が店の中で自分に署名するよう同意書を渡し、同意書2部はいずれも父親がいつも座っているレジカウンターの後方にある机にあり、皆が次々と署名し、自分は勤務時間、約10時過ぎに署名したこと等を証言した。証人孫大楓は、自分が港園麵館の商号の代表者に登記、本件商標の権利者に登録し、これにより家族構成員にはいかなる対価も支払っておらず、これは自分に引き継がせたいという父親の意思を受けたもので、商標権移転においては、誰も自分が港園麵館を独り占めするとは疑っておらず、自分は1977年から現在まで今までやってきたので非常に経験が豊富であるため、父親は他の構成員に自分がこの件を処理すると告げたこと等を証言している。よって、孫大楓は2010年8月4日より前の某日、港園麵館の営業時間内に「商標権移動同意書」の書類を羅孫大英、孫大成、孫粘秀梅、孫慈邦、孫慈璇を含む麵館で働く構成員に署名するよう渡し、本件商標権がまもなく存続期間満了となることを理由に、皆に経験豊富な孫大楓に管理を任せるよう要求し、商標権移転の代価等については触れておらず、皆がすぐに署名した。この過程からも、家族構成員は港園麵館の商号について上の世代である孫国振が存命のうちには本当の分家をせず、家族構成員が共同で商号を経営し、男（息子）は女（娘）より多く分配するという伝統的な規則により権利を享受する状況を維持する中、本件商標権を孫大楓に登録させることは当然全部の商標権を放棄するというのではなく、上の世代の意思に従うために商標を長男の管理に手渡すことに署名し、その署名は本件商標権を放棄する真意によるものではないことを認めるべきである。証人孫大玲が移転同意書に署名する真意は本件商標の権利継承を放棄することだったと述べているが、孫大玲は港園麵館の営業成果である利益を分配する権利を有すると考えていることは前述したとおりであり、且つ孫大

楓が商標売却を決定する権限を有することを否定しており、商標使用を他人に許諾して収入を得たと仮定する問題に直面したならば、自分が分配に参加しないとははっきり答えられず、実質上それが述べるように対価なしで商標権を放棄するというものではないことが判る。それは多くとも孫大玲は出店しないということしか示すものにすぎない。しかしながら、それは港園麵館で長い間働いておらず、収入は麵館に依存したことはなく、ずっと麵館の経営には関わったことがなく、出店の意向もない。事後に通知を受けて現場に行き署名しており、それは麵店の経営に従事する意欲はなく、放棄すると述べることに意味はなく、これに基づいて孫慈邦の同意書署名が即ち本件商標の使用を放棄することに同意したと見なすことはできない。

(四) 孫慈邦、孫慈璇は 2010 年 11 月 3 日に再び、商標延長の申請手続きにおいて補充提出するための同意書に署名した。ここに 2010 年 11 月 3 日付同意書がファイルされているので調べることができる。ただし、港園麵館の家族は「樹が大きくなれば枝分かれする」と考え、将来若い世代が外に「枝葉を伸ばす」ことを薦めており、同意書に署名したから何かはそれまでとは異なるということではなく、前記同意書への署名は署名人が外に港園の名義での出店を放棄したという協議に至ったことを示すものではないことについては、証人孫粘秀梅は、孫貴嬌が亡くなった時、家族で協議して孫大楓を代表者に推挙して登記することになり、当時孫大楓は孫家の男子のみ出店できると言っていたが、孫大成一家には娘しかいないため、その後孫家の子孫ならば誰でも出店できると意見を翻しており、孫大成の娘は良い仕事があり出店する必要がなく、孫粘秀梅に対して息子の将来のために出店してもよいと言ったことがあること、同意書に署名したときは、孫大楓に管理を任せることに署名しただけで、すべてを孫大楓に譲るということではなく、港園麵館の利益は年間に数百万新台幣ドルに上り、我々は人生後半においてもまだ店が儲かるよう手伝っており、金をすべて孫大楓にあげることは不可能であり、誰もそうしないだろうこと等を証言している。証人孫慈璇は、同意書（供述における孫大楓がそれぞれに同意書を渡して署名を求めた状況から、2010 年 8 月 4 日より前に署名を求めた同意書を指すはずである）に署名した後、孫大楓は我々に皆が商標を共有し、経営することを証明する手紙を渡すと約束したが、その後はもらっていないこと、日頃孫大楓は我々が港園の名義で出店してもよく、みんなの店なので、独り占めしたくてもできない等と言っていたと証言している。証人孫大成は、孫慈邦に（麵店の経営を）よく勉強すれば出店してもよく、我々は歳を取ったので、若者が外で店を出させる必要があり、「樹が大きくなれば、枝分かれする」と言ったことがあると証言した。証人羅孫大英は、自分も出店したければできると言ったことがある等と証言している。証人蘇泰吉は、自分は港園麵館の馴染みの客で、羅孫大英とは長い知り合いであり、自分の息子と孫慈璇は婚約したことがあり、孫大楓夫妻と息子、孫大成夫妻、羅孫大英の娘等もパーティに参加しており、その後破談となり結婚しなかったが、若者の相性が悪かったのは本人たちのことであり、自分は港園麵館の年長者たちとは長年の知り合いで、親戚になる寸前までいったことがあり、普段から往来があること、孫慈邦たちが本件商標の移転同意書に署名した時、自分は孫粘秀梅、羅孫大英から本件商標は孫大楓に管理を任せるための署名であり、皆はボーナスを受け取ることができると聞いており、さらに孫粘秀梅、孫慈邦から相続人は自分で出店してもよいと聞いており、羅孫大英も日頃より皆外に出店してもよく、「樹が大きくなれば枝分かれする」もので、皆この看板で出店できると言っていたこと、その後 2014 年に自分が羅孫大英と電話で話したとき、自分は孫粘秀梅が言っていたことを羅孫大英に聞いてみたところ、羅孫大英も本件商標は孫大楓に管理を任せるために署名しただけで、皆ボーナスを受け取ることができると答えており、さらに孫家の子孫は港園の看板を掲げて支店を出せるのか訊ねたところ、羅孫大英はそうだと答え、さらに自分も出店できると言っており、この電話は孫粘秀梅に頼まれてかけたものではなく、自分自身の意思でかけたもので、その後不公平だと思ったので、通話の録音を孫慈邦に渡したことを証言しており、蘇泰吉と羅孫大英との通話を録音した光ディスク 1 枚、本裁判所検証報告書 1 部を調べることができる。孫慈邦、孫慈璇は 2010 年 11 月 3 日の同意書に署名したことにより、経済的に実質利益を得たことはなく、それらが該同意書に署名したことが本件商標の一切の権利を放棄したことを示すとは認められない。証人羅孫大英は審理において、自分は港

園麵館のボーナスについては知らず、自分も港園牛肉麵店を出店できるというような話を言ったことはなく、自分は蘇泰吉を知っているが、家族は彼とは面識がなく、麵を食べにきたときに挨拶するだけで、自分が蘇泰吉と電話で話したときは眠たくて頭がぼんやりしていたため、適当に答えてしまった云々と供述していたが、それは供述を反復し、かつファイルの反訳書から判るように何度もその話題を避けた後、最後に返答したことを肯定しており、それがいうところの眠たくて頭がぼんやりしていたという状況には合致せず、その部分の陳述は採用できない。被告人孫慈邦は、自分が本件商標権の一人であり、自ら外に牛肉麵店を出し、「港園」商標の前面に父親と自分の名前における最後の一字である「銘」、「邦」を加えて区別しており、それは港園麵館創業者の三男孫大銘の息子であることを示すもので、この方法で本件商標の「港園」文字と図案部分を使用することは、商標法第95条第3号でいうところの商標権者の同意を得ずに同じ役務において登録商標に類似する商標を使用して関連の消費者に誤認混同を生じさせるという状況には該当しないと抗弁しており、採用できるものである。

- 四. 以上をまとめると、被告人が商標法第95条第3号に違反したと検察官が認定した証拠は、一般人が疑わず、真実であると確信できる程度には達しておらず、刑事訴訟制度の無罪推定原則により、なお被告人に対して不利な認定を為しがたい。さらに再度調べたところ、被告人が確かに詐欺取材幫助の主観的な犯意が有ったと認定するに足るその他の積極的な証拠はなく、被告人の犯罪を証明することができず、最初の説明により被告人に無罪を告知すべきである。

以上の次第で、刑事訴訟法第301条第1項により主文のとおり判決する。
本件は検察官王建中が法廷にて職務を執行した。

2015年7月10日
刑事第十七法廷裁判官 張谷瑛

TIPLO
Attorneys-at-Law
Since 1965

台灣國際專利法律事務所

事務所:
台湾10409台北市南京東路二段125号
偉成大樓7階
Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711
E-mail: tiplo@tiplo.com.tw
Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所:
東京都新宿区新宿2-13-11
ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号
Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供：TIPLO Attorneys-at-Law 台灣國際專利法律事務所
© 2016 TIPLO, All Rights Reserved.